

第 79 回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成28年12月19日（月）10:00～12:07

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子、永瀬 伸子、河井 啓希

【専門委員】

神林 龍（一橋大学経済研究所教授）

重川 純子（埼玉大学教育学部教授）

【審議協力者】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、
東京都、神奈川県

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部消費統計課：阿向課長、佐藤調査官ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 家計調査の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 定刻になりました。ただ今から第79回人口・社会統計部会を開催いたします。

委員、専門委員、審議協力者の皆様におかれましては、御出席いただきありがとうございます。

本日は、10月から審議してきました家計調査の変更についての最後の部会となりますので、効率的な審議に御協力くださいますよう、どうかよろしく願いいたします。

なお、本日は、関根委員は御欠席と聞いております。

それでは、本日の配布資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○加藤総務省政策統括官（統計基準担当）付企業統計体系整備専門職 本日の配布資料ですが、議事次第にありますとおり、資料1から4までと、あと参考資料としまして、前回の家計調査に係る部会の議事概要を、資料番号を付しておりませんが、座席図、出席者名

簿、あとは先週金曜日に行われました統計委員会における意見の要旨を配布しております。なお、資料2と資料3は再配布、資料3の別紙は今回は省略させていただいております。資料は以上になりますので、過不足等ございましたら事務局にお申し付けください。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

審議に入る前に、本日の審議予定についてお話いたします。

まず、先週金曜日の統計委員会で部会報告をした際に、委員の方々から示された意見について御紹介いただいた後、第3回部会審議の結果、追加で説明を求めている事項について回答いただきます。その後、変更点のうち、残された事項について審議を行います。これらの審議の後、答申（案）の審議を行いたいと思います。なお、本日の部会の終了時刻は、事前に事務局から連絡を差し上げているとおり、12時を過ぎる可能性がございますので、御予定がある方におかれましては、退席いただいて結構でございます。

それではまず、12月18日に開催された統計委員会において、家計調査の審議状況について報告を行った際、委員の方々から意見が示されていますので、事務局から紹介をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、資料番号は特に付しておりませんが、家計調査の部会審議の状況を報告した際に、委員から示された御意見等ということで1枚ペーパーを用意しておりますので、それを御覧ください。なお、いつも申し上げていることではございますが、要旨につきましては、部会審議に資するため便宜的に作ったものということで、正式な議事概要等は、統計委員会担当室において別途作成中ということをお承りいただければと思います。

意見に関してですが、委員長からのものございまして、かつ一般的なことということで意見を頂戴しております。黒丸で示しておりますとおり、調査方法や調査員の習熟度・能力など、そういったことは調査の協力にも影響を与えると。最近、それらの情報を用いたバイアスの検証というものが議論されていると聞いている。部会での議論は難しいかもしれないけれど、このような検証に必要な情報の把握、あるいは提供といったことが今後必要になってくるのではないかとという委員長からの御意見でございました。

以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

この点につきましては、部会でかなり議論した旨を統計委員会の方でも紹介させていただきました。これらの意見も踏まえつつ、審議を進めていきたいと思っておりますけれども、ここで発言しておきたいという点がありましたらどうぞ御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、まず第3回部会の結果、追加で説明するよう調査実施者に求めている事項、具体的には、ポイントの取扱い、ふるさと納税の記入方法、新旧家計簿の併用に伴う利用者に対する情報提供について確認、審議いたします。

それでは、資料1により調査実施者から回答をお願いしますが、第3回部会の資料の一部に少し誤りがあったと聞いておりますので、その点についても併せまして説明を

よろしくお願いたします。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 統計調査部消費統計課でございます。本日もどうぞよろしくお願いたします。

それでは、資料1に基づきまして、第3回の際に頂戴いたしました事項について説明申し上げます。

まず第1点は、各種ポイントの取扱いでございますが、回答のところに記載させていただいておりますとおり、商品・サービスの購入によりまして付与されますポイントの使用につきましては、大きく以下の3つのタイプに分けられると考えてございます。タイプAとしておりますのが、商品との交換型でございます。一定のポイントがたまつた場合に企業側が提示する商品（景品）と交換するといったものでございます。タイプBにつきましては、ポイント単独で、もしくは現金と併用いたしまして、商品・サービスの購入に充てるというものでございます。タイプCは換金型でございます。ポイントを現金、又は電子マネーに交換するというものでございます。なお、第3回でも御議論をいただきました航空会社のマイレージの使用は、タイプAに該当するというものでございます。各ポイントにつきましては、どれか1つに該当するというよりも、使用に応じましてどれか1つが該当して、それが複合型となっているものもございますので、使用状況に合わせて家計簿上の取扱いをしているというものでございます。

①としてございますのがタイプAでございますが、これは、財・サービスの現物授受と捉えまして、家計簿上は、いわゆるクレジット欄の中にございます「もらい物」というところに丸を付けまして、金額につきましては、従前から説明差し上げているとおり、見積額を記載するというものでございます。下の方に米印で記載してございますが、マイレージを航空券と交換した場合は、このタイプに該当するというところでございます。この場合の見積もりにつきましては、第3回でも説明いたしましたように、交換時期に販売されている航空券のうちで、変更の可能期間とか取消しの規定がほぼ同一の航空券の価格を記入いただいているところでございます。なお、第3回の記入例とお示しいたしました様式が、現金欄の記入という形でございますが、これは大変恐縮でございますが誤りでございます。今回示してございますとおり、いわゆるクレジットカードによる購入等を書き込んでいきます欄に「もらい物」として記入するというところでございますので、訂正させていただきたいと思つます。

それから、次のページを見ていただきまして、タイプBでございますが、これは、ポイントを使用した時点で、その使用したポイントに関しまして通貨性が発生したものと捉えまして、家計簿上は、使用したポイント分の現金換算額を現金収入欄に、こちらは現金欄でございますが記載いたしまして、現金支出欄には、電子マネーと同様にポイントを使用する前の金額を併記いただくという形で処理をしてございます。

それから3番目でございますが、タイプCでございます。ポイント使用の時点で、同じく使用ポイントに通貨性が発生したと捉えまして、家計簿上は、換金するポイントの金額を両括弧で囲みまして、現金収入欄に記載するというところで、前回は説明申し上げましたが、別途の電子マネーの勘定という概念の中で処理をしているというものでございます。

調査実施上は、特に上記①の場合でございますが、貯まったマイレージやクレジットカードのポイントで交換した商品の見積額を記載する必要があるため、まさにこの部会でも御審議をいただいたように、報告者にとっての負担が大きいという面がございます。なお、今回の改定におきましては、「もらい物」欄を廃止するという事で説明させていただいてございまして、当該負担につきましては、軽減されるものと考えているところでございます。また、今後、電子マネーやポイントが、クレジットカード払いとともに、いわゆるキャッシュレス化の進展に応じまして、家計の決済方法としましても普及拡大していくことが想定されるところでございます。今回、調査票の見直しで、このようなものを従前よりは的確に捉えることが可能になると見込まれますが、さらには、オンラインの家計簿などの改善等も続けてまいりまして、このようなところの部分の把握に努めていきたいと思っておりますが、集計における決済方法の表章につきましても、事務処理体制の検討、それから、結果精度の検証を含めまして研究・検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、次のページでございますが、ふるさと納税についてです。消費者の行動といたしましては、いわゆる返礼品を見てふるさと納税をするという行動があるかもしれませんが、実際は、寄付金として自治体に支払い、そして、それに対して自治体から、場合によっては返礼品があるというものでございますので、家計簿上は、ふるさと納税として支払った分を現金支出として記録いたしまして、返礼品は「もらい物」として記入しているところでございます。下の方にその記入例を記載させていただいております。なお、今回の改定によりまして、「もらい物」欄につきましては廃止ということで考えてございますので、変更後は、ふるさと納税として支払った分の記録のみということになるかと思っております。

次のページに続きたいと思います。4ページでございますが、新旧調査票の併用に伴います利用者に対する情報提供の充実として、私どもの方でどのようなことを考えるかということでございますが、集計結果を公表、それから、情報提供する際には、結果のギャップといったものが発生しているかどうか、さらにはどの程度なのかといったようなことにつきましては、調査方法の見直しの影響に関する分析結果を併せて公表する考えでございます。また、各月の公表資料だけでなく、私どもも情報提供をいろいろさせていただいております。もっと深掘りした形での研究分析資料、それから、場合によりましては学会発表などもやらせていただいておりますが、今回の見直しの集計結果の影響につきましては、我々も研究分析対象としても捉えまして、新旧調査票の併用によって得られる分析結果を公表・提供していきたいというふうに考えてございます。

最後に、前回審議で御議論いただきました地代についてでございますが、地代につきましては、収支項目分類におきまして、地代単独で区分を設けているところでございます。支出金額を毎月公表していますが、地代の記載がある世帯の割合といいますのは、昨年2015年で、1月当たり0.8%、1%に満たない状況でございます。家計調査としましては、地代を把握することの重要性はあると考えてございますが、審査目的で設けてございました世帯票上での項目につきましては、その役割自体も終わってきてございますので、全調

査世帯に対しましてあらかじめ把握する必要性といったものは低減していると考えるところでございます。報告者、それから調査員の負担軽減を図る観点からも見直しをしていきたいと考えてございますので、御理解いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明に対しまして、御質問・御意見をよろしく願いいたします。
河井委員、どうぞ。

○河井委員 2点質問させていただきたいのですが、まず、ポイントの処理のところ、2ページのところ、nanacoポイントから電子マネーに移行というふうなことが事例として記載されてあるのですが、ポイントと電子マネーの区別をどういうふうにされているのかというのを知りたいというのが1つ目。その意図は、ポイントと電子マネーの区別が明確になっていないと、ポイントが勝手に自動的にたまっていくので現金収入化するというのが難しいのではないかとということが意図としてあります。

2点目は、3ページ目のふるさと納税についてなのですが、現金支出として支出する場合の費目としては、どういう費目に割り当てるのかというのが質問です。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 それでは、まず先ほどの電子マネーとポイントでございます。私どもは、いわゆる電子マネーにつきましては、ポイントと違いまして現金から交換して、例えばお金をチャージすると言いますけれども、現金の支払があって電子マネーというものが形成されると。それを使って物を購入していくというものだと捉えてございます。したがって、例えば電子マネーにチャージしたときには、チャージしたということ記録して、さらにそのチャージしたもので物が買われていれば、そこは消費支出と捉えまして収支のバランスを整えているというものでございます。日本銀行券ではないもののある種のマナーに変わったというふうに捉えているということでございます。

一方でポイントの方は、何らかのサービスや財を購入などした際に自動的に付与がされてくるものでございまして、このタイミングではまだマナーとしては捉えてございません。ところが、電子マネーとして変わったときには、これは先ほどとのバランスもございまして、いわゆる現金と等価性を持つマナーに変わったということで、この時点で捉えるということでございます。

それから、ふるさと納税につきましては、寄付金でございますので、寄付金としての処理をしているということでございます。

○河井委員 ありがとうございます。

○白波瀬部会長 よろしいですか。

では重川専門委員、お願いいたします。

○重川専門委員 ポイントに関する扱いなのですが、今回の説明ですと、現金とポイント併用だとポイント使用が現金収入としてカウントされます。例えば大型の家電店とかでポイントが貯まり、たまたま全額ポイントで支払できるとすると、今回のこの形でいくともらい物になって、部分的にだけポイントが使用されると現金収入があったというよう

な扱いだと、齟齬が出てこないかと。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 いえ、そのポイント自体は、現金と同じ扱いで使用されていきますので、使った部分を現金収入としても捉えてまいります。ですので、この例でいきますと、2ページを見ていただきたいのですが、今、専門委員がおっしゃったのは、この6万8,000円の部分が全てポイント使用だということだと思っておりますけれども、その場合は、現金収入のところの8,000円が6万8,000円として書かれるということでございます。

○重川専門委員 そうしますと、例えば①のところで、クレジットポイントで使用了場合は、記帳者の方が見積もりが難しいような場合だともらい物になって、ポイントの場合比較的円換算しやすいので、その場合には現金扱いとして記入していただくということになりますでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 いえ、購入しているかどうかということではシチュエーションは恐らく違ってくるかと思うのですね。クレジットカードのポイントなどは、いわゆる何ポイント貯まるとこの中からどうぞ選んでくださいということで、その中から物と交換をします。ポイントがまた上のレベルに上がってくると、別のグレードの高い商品群、景品の中からそのポイントと取り換えるということをしてもらって、これは、いわゆる物をもらうという行為だと捉えてございまして、そのときは、そのもらった物、送られてきた物がどれぐらいの価値があるかということについては、お調べいただきまして記入いただいているのが現状ということでございます。これはマイレージの場合も同じということでございます。

○白波瀬部会長 よろしいですか。

永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 ふるさと納税についてなんですけれども、今年、寄付金があると、今年の所得税と来年の住民税が下がるという理解でよろしいのでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そこは、税のところに出てくるということですね。控除額として算出されて、実際の払う税として加味されているということでございます。

○永瀬委員 翌年の住民税支払が若干下がるような形に計算されるということでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そうですね。実際は、家計簿上、まさに当たった世帯が月々の所得税、住民税をきちんと書いていただきますので。そこはもう既に前年の行為が反映された状況だということでございます。

○永瀬委員 分かりました。ふるさと納税の分析をする人にとっては、とても興味深い結果になるかと思えますけれども、そういう理由で住民税が若干下がっているということは一般には分かりにくいかもしれないので、どこかで書いた方がいいかもしれないなというふうには少し思いました。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 はい。

○白波瀬部会長 よろしいですか。なかなかこの辺り取扱いが複雑になっておりますので、家計を見るというかなり限定的な場面でこれを掘り下げ始めることの問題点も若干ござい

まして、景気を何で測るかというそもそも論まで行きますので、そこまでは決して行きたくないという思いがございます。そういう意味で、家計簿をつけるに当たってできるだけ分かりやすいマニュアルというか、説明をお願いしたいと思います。

この辺りはよろしいでしょうか。

では、ただ今の御説明で御了承いただいたというふうに進めさせていただきます。

第3回部会におきまして、追加説明を求めた事項の確認がこれで一通り終わりましたので、変更点のうち審議が残されていた事項について審議を行います。

最初に、審査メモの7ページ、(5)集計事項について事務局から説明をお願いいたします。

○加藤総務省政策統括官（統計基準担当）付企業統計体系整備専門職 審査メモの7ページ(5)の集計事項を御覧いただければと思います。今回の集計事項の変更につきましては、前回までに御審議いただいた抽出区分の変更ですとか、あと調査票の変更に伴う変更、そのほか利用者のニーズや結果精度を踏まえた変更であることから、審査状況としましておおむね適当ではないかと考えておりますが、結果表そのものの追加・廃止等から、結果表章の一部の区分、集計事項の変更など、変更内容は様々となっておりますので、今回の変更の詳細を確認するため、論点aを設定しております。その上で、論点bにおいて、今回の変更の妥当性について御審議いただければと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

続きまして、調査実施者から各論点について説明をお願いいたします。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 それでは、資料3、17ページ、最後の1枚になるかと思いますが、御覧いただきたいと思います。これまで御審議いただきました調査事項、それから抽出区分の変更に伴いまして、今回、集計につきましても、以下の観点から変更を考えているところでございます。ここに記載してございますとおり、まず1つは、世帯票の変更、具体的には、抽出区分の変更というのがございます。また、幾つかの項目の変更を行ってございますので、それに伴いました見直しを行うということでございます。項目の追加・分割・廃止といったものを予定してございます。それから、家計簿そのものの変更に伴いまして見直しを行うということを考えてございます。項目の廃止としまして現物の、先ほど少し説明させていただきましたもらい物といったようなところでございます。このようなところは、今まで集計区分を消費支出とは別に設けてございましたが、廃止に伴いましてこれらの項目も廃止ということで考えてございます。それから、結果精度やニーズを踏まえまして見直しを行うということでございます。追加としては、例えば今まで平均値を中心に示してございますが、中央値といったものも示していくでございまして、最近の利用というのも少なくなっている、役割も終わってきているようなもの、人口5万以上の市でございまして、大都市圏でございまして、このようなところの区分の見直しをさせていただいているところでございます。

それから、次のページを見ていただきたいと思います。今回変更する内容以外、利用者ニーズから見て、集計事項を追加する余地がないかということでございます。これまで

の過去の特別集計でございますとか、二次利用とか、このようなところを踏まえまして、今回調査票の見直し及び集計の見直しをさせていただいているところでございます。さらに利用状況が進んでまいりまして、二次利用などもございますので、そういったところから更なる集計事項の見直しと役割の追加、役割の終了といったものも出てくるかと思えますが、今回の見直しに当たりましては、一旦の整理をさせていただいてございまして、3表の削除と、利用者ニーズ等を踏まえまして新しい同数の3表の追加をしているところでございます。なお、過去の特別集計等に関しまして言いますと、無職世帯と申しますのをこれまでも特別集計として出してきたところでございますが、今回は、正式に基幹統計としまして、欄外区分として追加するというところで考えてございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明に対しまして御質問・御意見をよろしくお願いいたします。

では、永瀬委員、お願いします。

○永瀬委員 追加の表頭で、勤労者のうち正規の職員・従業員を世帯主の職業別結果表の中に追加ということなのですけれども、ずっと人数は少ないとは思うのですが、世帯主との続柄を見ると男性630万人の非正規のうち、世帯主が49%というふうに総務省のホームページにございますが、非正規の方が世帯主の場合の結果表というのはされないのでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そこは、数値も見ながら検討させていただこうかと思っております。なお、全体の数値があって正規の職員のところが出ておりますので、計算することはどなたでもできる形ではございますが、見やすいように区分を設けて出すというのも一つ考えられるところではございます。ただ、数字の、やはり精度もよく見てみないといけないというのもございまして、確実に出そうと考えておりますのはこちらの正規のところでございますが、今、委員がおっしゃったところも検討に入れていきたいというふうには思っております。

○永瀬委員 ありがとうございます。

○白波瀬部会長 ほかにいかがでしょうか。

河井委員。

○河井委員 すみません、意味というか、少しよく分からなかったので質問させていただくのですが、17ページの廃止される表の理由のところ、個人営業世帯のところは廃止されると記載してあるのですが、結果精度の観点によるという理由で、※印が付いていて、表の下のところ、集計世帯数の最小値は「5」となっているという記載がありますが、関連が分からなかったもので、どういうことなのか説明していただきたいのですが。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 この部分は、個人営業世帯が実は欄外で区分として存在していると。見たときには1枚大きな形になっているわけでございますが、ですので、欄外に設けるとするのは非常に大きな項目なのですが、下に記載してございますのは、集計世帯数が実は5しかないものを大きな区分で見せているということでございまして、現段階でも、かなりその数字に関しましては誤解を与えかねない状況にもなっ

いるかと思えます。個人営業といったところは、集計区分の中では存在していたりしますが、このように欄外という形で1つの大きな表を作るという概念としては、結果精度の問題もあるというふうに考えていることをごさいます。

○河井委員 サンプル数が少ないということでしょうか。それによって誤差が大きくなると思います。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 誤差が非常に大きくなると思います。

○河井委員 分かりました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。該当サンプルが少ないということですね。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、これまでの議論等を踏まえまして、これで適当というふうにさせていただきたいと思えます。

では、続きまして、審査メモの8ページ、2の前回答申における今後の課題への対応状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○加藤総務省政策統括官（統計基準担当）付企業統計体系整備専門職 審査メモの8ページの2の前回答申における今後の課題への対応状況のところを御覧いただければと思えます。

家計調査につきましては、前回の答申が平成13年になりますが、その際、四角囲みの中に記載しておりますとおりの課題が指摘されております。これらの課題への対応につきましては、平成26年度の統計法施行状況審議において確認・審議されまして、一定の方向性が示されました。その後、昨年度の施行状況審議において取組状況のフォローアップがなされまして、改めて統計法施行状況審議の報告書において、今後の取組の方向性という形で整理されております。

今回の変更計画ですが、この方向性として示されました事項のうち、現時点において対応可能な事項については対応する形の計画となっております。そのほかの事項につきましても、第2回部会及び第4回部会を中心に取組状況について確認・審議いただきまして、方向性に沿った取組がなされていると確認していただいたところでございます。

状況としましては以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

事務局から説明がありましたとおり、前回の答申において付された課題の内容については、今回計画されている変更点の審議、又は統計法施行状況審議において示されている方向性への対応状況の審議において既に確認されているというふうに理解いたしますので、特段の意見がなければ適当として、先に進みたいと思えますけれどもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、これで家計調査の変更事項に係る審議を一通り終えましたので、残った時間で、資料4の答申（案）についてできるだけ審議をお願いしたいと思います。

まず、答申（案）の取りまとめ方法について御相談いたします。答申（案）につきましては、本日審議していただいた事項もありまして、まだ全ての事項について文章の形にはなっておりません。このため、本日は既に文章化できている事項については、文案も含め

て確認いただき、それ以外の事項については、本日の審議を踏まえ、内容の方向性について合意をいただければというふうに考えております。この後は、本年4月の統計委員会で定められました書面決議を活用させていただきまして、合意をいただいた方向性に沿って私が文案を作成し、それを委員の皆様にご確認いただき、部会における議決とすることで、答申文案の確認のためだけに追加で日程調整をし、皆様にお集まりいただくというようなことはしない形とさせていただきたいと考えております。

それでは、答申（案）について順に御確認ください。

まず、1ページの1、本調査計画の変更の（1）承認の適否の部分です。今回申請された計画に係る事項ごとの判断につきましては、この後（2）理由等において順次お示ししてまいります。申請全体としては、承認して差し支えないとの判断をしております。

それでは、各事項に関する答申文案を御覧ください。

まず、ア、調査票の様式変更でございます。文章構成としては、第1段落において、今回計画されている家計簿の変更内容を表形式でまとめております。次の段落で、部会審議を踏まえ、変更内容の適否の判断を記載し、適当としております。

以上の文案についてはいかがでしょうか。御意見をいただきたいと思っております。また、答申（案）では文章化しておりませんが、部会では、電子マネーやポイントといった現金以外での支払の把握方法について、報告者負担が大きいのではないかといった意見も出され、それについての詳しいサポートの必要性も今議論されたかと思っております。これにつきましては、直ちに対応できるものではないと思っておりますけれども、将来的に引き続き検討が必要な事項として、答申（案）に記載すべきかどうかという点についても、改めまして御意見を頂戴したいというふうに思っております。では、よろしく申し上げます。

まず、アのところの文章につきましては、これでよろしいか御確認をいただけますでしょうか。

○神林専門委員 よろしいですか。

○白波瀬部会長 お願いします。

○神林専門委員 少し不思議だったのは、変更内容に対して変更理由というのが対になっているような格好に表2、表3はなっているのですが、表1だけこういう分割ではなくて、項目の中に理由が付されているものと付されていないものとばらついているのですけれども、これは何か理由があるのですか。

例えば変更内容のローマ数字のIの②で、「保育所・幼稚園の保育料」を追加というのが内容なのですが、その前に「記入頻度の高い」という言葉が付いていて、この記入頻度の高いというのは変更理由ですよね。なので、別に1列、変更理由というのを作って、表2とか表3のように書かなかったのはなぜでしょうかということなんです。

○白波瀬部会長 お願いいたします。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 指摘ありがとうございます。それから、回答の機会をいただいて恐縮でございます。

どうして表2、表3と違う形かということなのですが、こうあらねばならないというところではなくて、表の見やすさというところで、表1を縦3列に分けると細くな

り過ぎないかというところもあり、もし一括して書けるのであれば、縦2列ということでまとめて書けるのではないかというところでもございました。ですので、今日の御審議の中で、やはり変更理由は特出しして、変更内容と変更理由を対の形で記載した方がより分かりやすいなどの御指摘があれば、そういった方向での修正の選択肢というのがあるのではないかと、このように考えております。ありがとうございます。

○神林専門委員 列を作る必要はないとは思いますが、変更内容の中に理由が入っているというのは、日本語として少しおかしいかなというふうに思いますので、理由を少し削って、その後、「これらについては」というところに、記入頻度の問題であるとか何とかというふうに理由をまとめてしまうのも一つの手だろうというふうに思います。あとはお任せします。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

私も、どちらかという記入理由はここでは書く必要がなくて、何を変えますかという事項のみを記載するというところでよろしいかと思えます。確かに表2、表3という形で続いているのですが、スタイルが若干違うので、この辺りは、1、2、3となると、何となくこっちとしては気になるところではあるのですが、それぞれの議論が違うのということなのですが、あと、表題が「変更内容」と同じなのですね。だけど、スタイルが違うから、もし違うようにしたければ表題のところから違いを出して連番にするというような形ではいかがでしょうか。では、引き取らせていただきます。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

あと、スタイルとしてポチが出てきたりということなので、少し見やすい形で少し整理をしたいと思いますのですが、最初のところで言ってしまったのですが、電子マネーとポイントにつまましての議論をさせていただいて、今日も貴重な御意見をいただいたところなのですが、報告者の負担が多いというふうにするのか、家計の行動において実態を把握するための必要な整理と見るのかというのは若干揺れるところもあるのですが、この際、表の中に入れるというよりも文章化するという形なのですが、例えば、電子マネーや各種ポイントによる支払の把握方法及びその整理については、今回の改善によって報告者負担の軽減が図られるものの、それでも報告者の負担が大きいという意見もあった、そのため引き続き報告者負担の軽減、記載方法の明確化とより正確な消費実態の把握に向けた検討が必要であるというような一面を、ここに入れるか、課題に入れるか。ただ、その2つで少し気になっているのは、余りこの点を明記することの良し悪しもあるかなというふうには思っています。もちろんそれは、正しい商品の活動の実態ということで外せないとは思いますが、でも、もしかしたら景気を測る上でのマネーというか、貨幣自体の話まで行ってしまうのは、かなり本質的なことになってしまうので、その辺りの区別はどうかなと思うのです。ただ、家計調査としては、積極的に正確な実態の把握というのを行っていたということなので、その点については明記したいというふうに議論をしましたし、恐らく継続した今後の課題という形になるかと思っているのですが、少し御意見をいただければ幸いです。

神林専門委員。

○**神林専門委員** 現状、何かすぐに把握できるという手段が思い付くのであれば、そこは考える必要はあるとは思いますが、恐らくそれは日本銀行も含めて、そういう方法すら思い付かないというような状況なので、是非これは課題の中に入れて、正確に把握していくことがこれからの課題だということをきちんと述べた方が良いと思います。そのために、家計調査がその一手段になるかどうかというのはまだ分かりませんが、でも、可能性としてはあり得るので。

○**白波瀬部会長** そうなのですね。ですから、もしかしたらここは本当にボーダーというか、やはり議論のような気がするのです。後半部分に御議論いただきたいところなのですが、かなり根幹的な問題を含んだテーマを今回この場でも議論しつつ、ただ、家計調査の変更という形そのものとしてはかなり影響していて、逆に言えば、横断的で重要な視点というのがあると思うのです。すると、やはりそれは部会長メモという形で出した方が座りがいい部分もあるというふうには考えておりますので、これをここの中の課題として入れるのか、少し考えておこうかなと思ったのです。言及しないわけにはいかないのです。課題としては、電子マネーの、要するに正確な消費実態の把握方法として入れさせていただくことになるかと思いますが、難しいですかね。

○**澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官** よろしいでしょうか。通常のパターンでいきますと、この答申（案）には家計調査に関する事項、今回の変更、将来的な検討の余地について記述していただくと。一方で、今、部会長からお話のありました部会長メモにつきましては、横断的な課題というようなものを中心に整理されるというのが通例になってございます。そういう中で、今回確かに今、神林専門委員からもお話がありましたように、家計調査としても取り組むべきところがある、研究、検討していただくところがある。一方で、消費関係の統計、経済系の統計を横断的に日本銀行の方でお考えのようなことについて、どうしようかというようなことは、もう少し大きなところ、横断的なところで検討するというのであれば、それもその旨は部会長メモに委ねるというように、それぞれ役割分担を考えて整理するという方法があるかと思えます。

○**白波瀬部会長** でも、事実としてやはりポイントをどういうふうにするか云々については議論いたしましたので、これは記入回答者にとっては重要な点で、記入しやすいような形での検討が必要であるということはここでありましたので、記入者の負担軽減のための継続的な取組という形では触れさせていただいても、将来的には非常に多分重要な課題で、日進月歩になっているので、それはあくまで家計調査という観点から入れさせていただくということで、そちらの方がこの点に関してはよろしいような気がするのですが、いかがですかね。

○**嶋崎委員** この範囲の中で言及をしておくということで私はいいと思います。

○**白波瀬部会長** ありがとうございます。

では、文案の方は引き取らせていただいて、御相談を個別にはさせていただきながら進めさせていただきたいと思えます。

では、課題の中で電子マネー云々については家計調査の枠組みの中で言及をさせていただくという方向で進めたいと思えます。ありがとうございます。

よろしいでしょうか、アの方は。

次にイの新旧家計簿の並行使用でございます。

○嶋崎委員 申し訳ありません。先ほどのアの審議で、表記の問題と、調査指示書で少し丁寧な指示を加えるかという点を最初に部会長がおっしゃっていたように思うのですが、私もやはり表の下に加えておくことは重要と考えます。

○白波瀬部会長 かなり変更にもなりますし、追加的に説明を丁寧に行うということをもう一度強調させていただきたいと。

はい。ありがとうございます。

よろしいですか、アの方は。

永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 配偶者の給与が余り回答率が上がらなかったという点について、今のままでという形になったと思うのですが、ただ、配偶者の給与がもう少しきちんと捉えられるというのはすごく大きな重要なことなので、今回のやり方を行った上で、もう少し別の形があるかどうか検討する必要があるのではないかなというふうには思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

これにつきましては、永瀬委員を中心に御意見が議論の中でもございまして、ここの中にやはり世帯収入の正確な把握という観点からも、配偶者の収入についても記載漏れ等が生じないように説明をし、指示を行うという文面を入れさせていただきたいというふうに思います。

○神林専門委員 少し一般的な質問になってしまうのですが、今の追加する文面等々は、この変更内容（案）を承認する条件になるのですか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 よろしいでしょうか。この部分でどう書くかはございますが、一般的には、ここに、文案が出ていますように、「何々から適当である。ただし」ということで、先ほど来お話が出ています電子マネーの話であるとか、マニュアルの充実、今、永瀬委員から出たような配偶者の収入把握みたいなことが必要であると書いておいた上で、最後の今後の課題にもこういう研究・検討しなさいというような形で触れるというのが一般的なスタイルになってございます。

○白波瀬部会長 ですから、条件というよりも追加というか、強調というか、そういう位置付けになると思います。

○神林専門委員 了解しました。

○白波瀬部会長 では、次のイの方に進ませていただきたいと思います。一応ここまでは、文案としてはかなり宿題をいただきましたけれども、方向性としてはよろしいということで進めます。

次に、イ、新旧家計簿の並行使用でございます。文章構成としては、第1段落において今回の計画内容を、次の段落で、部会審議を踏まえまして、変更内容の適否の判断を記載し、適当としております。

以上の文案については、いかがでしょうか。また、ここでの文案も検討していただき、新旧家計簿の並行使用に係る情報提供については、先ほどもいろいろ再度御説明いただい

たわけですけれども、必要な情報提供がなされるということについては前回も今回も確認したところでございます。答申（案）において、改めてその必要性について言及しておく必要があるかどうかについても含めまして、御意見を頂戴できれば幸いです。よろしくお願いいたします。

神林専門委員。

○**神林専門委員** これも少し思ったのですけれども、並行使用に関する理由というのは、アで議論をした様式変更のみに対して回答結果に影響が生じる可能性を考慮しているというふうに記載してあるのですけれども、ウ以降の世帯票の変更であるとか、あるいはオンライン調査の導入に関しても同様なことは言えないのでしょうか。だとすると、1としては、イではなくてウ、エ、オがあって、その後にこれら全部の変更に対して回答結果に影響が生じる可能性があるので、新旧家計簿を同時並行でやりますというのがロジカルには正しいと思うのですけれども、なぜ様式変更だけに限った理由というのがあるのですか。

○**白波瀬部会長** どうぞ。

○**内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官** 不十分なところがあれば、調査実施者からも補足をお願いできればと思いますが、今回、新旧家計簿の並行使用の主な理由として当初から説明をいただいたのは、新調査票と現行の調査票を併用すると。それに伴って、現行の調査票はそのまま使うということでもいいのですけれども、新調査票に関しては、御議論いただいたとおり、様式にかなり大幅な変更をする、それに伴って記入状況が大きく変わるのではないかと、そういったことが念頭にあって、新旧家計簿の並行使用をしようというふうに計画されたと聞いております。ですので、家計簿の変更の直後に配置したという次第でございます。

○**阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長** すみません、追加で私からも補足を。世帯票と準調査世帯票は、A、B関係なく一斉に新しい様式に切り替えます。オンライン調査は新しい方のところに入れてまいります。A、Bの並行使用は、オンライン調査のコントロールというよりも、家計簿の様式変更で変わるところのコントロールとしてやっていくということでございます。

○**神林専門委員** そうすると、こういう文章の性格なので、そこまで分かりやすくする必要はないのかもしれないのですけれども、アとイというのと、ウ以降というのは、かなり性格が違う話をしているわけですね。なので、何か大項目みたいなものって立てられないのですかね。なので、イに関しては、あくまでもアに関する変更についてイというのがくっついているわけですね、あくまでも。ウ以降は全世界帯に関して同時に変わってしまうので、新旧調査票という言葉はここには出てこないわけですね。イを例えばアの小項目みたいな感じにしたいかと思いますが。

○**重川専門委員** よろしいですか。今日配られた資料2の審査メモで、もともと資料4のアとイは、(1)の調査票（家計簿）に関する変更のアとイとしてあって、ウ以降に関しては、(2)、(3)というふうになりますので、やはりもともとその流れの中で作られているので、それに合わせてこちら側の答申も作った方が分かりやすいのではないかと思います。

○**白波瀬部会長** 大変ありがとうございます。そのように修正させていただきたいと思い

ます。

あとはいかがでしょうか。

新旧家計簿の並行使用につきましても結構、調査員の負担もありますし、ランダムにやることの、私はメリットもあるかと思っていますのですけれども、並行使用をするということについて、若干ここでも議論もしましたので、例えば都道府県及び統計調査員への負担の軽減や指導に十分配慮するとともに、全体の集計結果に加え、旧家計簿のみを対象とした主な集計結果についても参考提供するなど、利用者に対する情報提供の充実に努めることが必要であるという文章を中に入れさせていただきたいというふうに考えていますけども、よろしいですか。

では、それは追加させていただきます。

ありがとうございます。では、ウの方、調査票について進みたいと思います。

ウ、調査票（世帯票及び準調査世帯票）の変更でございます。文章構成といたしましては、第1段落において、今回計画されている調査票及び準調査世帯票の変更内容を表形式でまとめております。次の段落で、部会審議を踏まえ、変更内容の適否の判断を記載し、適当としております。

以上の文案についてはいかがでしょうか。よろしく御審議ください。

どうぞ、神林専門委員。

○**神林専門委員** 本当にやはり少し気になるのですが、「これらについては、変更及び削除により結果精度や利活用に支障が生じないことや」というふうに記載してあるのですが、結果精度に関して支障が生じないというのは、やってみないと分からないですよね。なので、あとは表2のところに変更理由の中に「結果精度」という言葉を使っていないので、「結果精度や」というこの5文字は本当に必要ですか。

○**白波瀬部会長** 少し検討した方がいいと思います、私も。やはり、社会情勢の対応とか、ここでのそれぞれの背景になる理由についてはもう議論もしたわけですし、変更理由が記載してあるので、その変更理由に対応して適当としたということが正確だと思うのです。ですから、そこは利活用に支障が生じないかどうかは、正確に言えばこれからまた検証していった引き続き改善を試みていくということなので、理由は変更理由として記載してあるのを認めて妥当ということですから、少しこの文章は直します。

○**神林専門委員** やはりここでは、結果精度に影響を及ぼさないということが必要なのですか。

○**澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官** よろしいでしょうか。結果精度という言葉を入れたのは、これが世帯票の区分なりが、調査結果の漏れとか記載漏れとかを防ぐという意味でも使われていたというようなことがございました。それで、これまでの御議論の中でも、本当にそれがなくて記入漏れが生じないのかみたいな御議論がありましたので、結果精度という言葉を入れさせていただいているというところがございます。

○**神林専門委員** 少しニュアンスが違うのですね。

○**白波瀬部会長** そうです。でも、やはり議論の中で、それは社会情勢の変化とか様々な負担の軽減の工夫というところで、そういう意味では、それぞれの結果について恐らく支

障がないであろうと現時点で言っている、結果精度については議論の中でやっているわけなので、この言葉は、要するに支障がないかどうかも含めて十分議論した結果妥当であるというふうにしたというのでよろしいかと思えます。すみません。ありがとうございます。

重川専門委員。

○重川専門委員 表2の中の真ん中のところの利活用の低下を踏まえた負担軽減のところなのですが、実際の利活用という話もあったと思うのですが、基本的には審査の上での利活用で、実際の審査メモの中でも、社会経済情勢の変化や審査における利活用の低下等と記載されています。ここで利活用というふうに言うと、例えば副業等に関しては、細かい話ではなくても必要性は高まっているかもしれませんが、審査上の、というところが今回お話の中でポイントになっていたかと思えますので、書き方を少し工夫した方がいいのかなという気はします。

○白波瀬部会長 そこは追加も含めて検討させていただきます。確かに該当数が低いかどうかというのは少し別ですので。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、オンライン調査の導入というエの方に移らせていただきたいと思います。文章構成としては、基本的に同じような形になっていきますけれども、第1段落から第3段落において、今回計画されているオンライン調査の内容を記載しております。「このオンライン調査の導入については」から始まる第4段落においては、今回の計画の適否の判断理由を記載し適当というふうにしております。その後、第5段落のなお書きにおいて、オンライン調査の導入による回答状況への影響の検証が必要であるとのコメントを記載しております。さらにその下の部分ですけれども、本調査の持続可能性の観点から、オンライン調査システムの機能については、今後ICT技術の進展等も踏まえまして引き続き検討が必要と思われるので、その点と、あと、オンライン調査による効率化を図る一方で、統計調査員の熟練度の維持も重要と考えられますので、この点についても記載しております。

以上の文案についてはいかがでしょうか。

どうぞ、嶋崎委員。

○嶋崎委員 1点、表現なのですが、最後から2つ目の「また」のところでの「調査の持続可能性」に少し違和感を覚えます。いろいろなところで持続可能性という言葉は使われておりますけれども、今回の調査は持続させていかなければいけないものですので、可能な部分は不要ではないかと思えます。

○白波瀬部会長 多分、言葉自体の問題があって、確かに持続可能性というそのものは問題があるというのは、個人的には同意するところもあるのですが、ここでの意味は、持続できるようにするというような言葉に使われているように思うのですね。そうすると、持続だけということになると少し語弊がということで、もしよろしい言葉があれば御提案していただきたいのですが、ですから、今後やはり引き続き継続していく可能性を高めるということですので、そのものを持続していくという後ろ向きなことではないという点は外せないかなとは思っているのですけど。

○嶋崎委員 本調査の継続の可能性を考慮する、などでは。

○白波瀬部会長 継続となったら少し意味が違うかな。継続させるかどうかは所与としていないという意味になりますからね。そういう意味では、やらないというリスクも含めてというような、すごく厳しい言い方をすると、そういう形で持続可能性ということにしちゃっているのですね。何か込み込みで。だから、委員の御指摘というのは何度かいただいでいて、確かにごもつともではあるのですが、ただこの時点でほかの言葉、例えば継続とか持続させる、少しそれは違うかなという感じはするのですけどね。どうでしょうか。この辺りよろしいですか。

まだ審議させていただくので、それは今の私の考えなのですが、まだ少し分からないので、個人的な考えで決まるわけではないので、御提案を含めましてよろしく申し上げます。一応このところではというところで区切っていきますけども、引き続き御意見はいただければというふうに思います。

私が少し気になっているのは、なお書きから以下最後のところまでなのですが、かなり横断的な問題もありますし、課題等の関係から、どこまでここで詳しく①、②という形で明記していくかどうかというのが考えどころかなというふうには思っているのですけれども。これは実際にやられるということですので、感じとしては、中ではなくてもう課題のところを取りまとめるということ、ここで簡単にかなり具体的なことだけ言っておいて最後にまとめるということはあるかなというふうにも少し思っています。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 すみません、先ほど部会長がおっしゃったように、①と②は、私どもとしましては構想として視野にはもちろん入れてはいるのですが、正直、宿題的に言われると、そこまで実は、私自体は本当にやっていきたいと思っておりますが、少しきつい面があるかなというのはございまして、そこはもうお任せいたしますけども、そういうところがございます。

あと付言させていただきますと、なお書きの2行掲げていらっしゃる、これはもちろん書いていただかなくても私どもはやっていきますので、その点は安心していただいて結構なのですが、全体のバランスでいうと、オンライン調査を今どんどんやっていく中で、家計調査だけ書かれる話なのかというのがございまして、あともう一つ、オンライン推進のことが余り出ていないような気がいたします。今、新聞報道などでも、家計調査のアプリの話なんかが出ていの中で、オンライン調査の推進の観点から家計調査に宿題を課すのであれば、オンラインをどんどん進めていけというようなニュアンスを考えなくてもよろしいのかどうか、その中で例えば影響を検証しつつとか、そういうような話ではないでしょうか。

○白波瀬部会長 せっかくですので、いろいろきたんのない御意見をいただくのは本意なのですが、1点だけ誤解がないようお願いしたいのは、確かに最近、オンラインはどんどん推進なのですが、それについては、やはり本部会では、少なくとも私の理解では、それはなかなか危険であるというようなニュアンスもあったかと思えます。そういう意味で、せっかく過去にも1回やっておきながら、その結果についての検証ができないのかといったときに、現場のところでは、もうとにかくやれやれというのが上から来ていて、そこまで検証が追いつかないとなると、結局は負担になるのが現場でございませ

ので、それについては、注意喚起を個人的にはさせていただきたいというふうに考えております。

ですから、推進というのをここであえて入れる必要は、私は余りないというか、もう既にやっていることですので、再認識する必要はなくて、逆に家計調査であるから、あるいは調査員の熟練度にある意味では大きく依存する調査であるので、その特徴を最大限に出しつつ、オンラインへの慎重な移行というようなニュアンスの方が、私としてはその辺りで行きたいという感じはあるのです。

どうぞ。

○神林専門委員 文章を読むと、オンライン化に関してはもう既に決められていることであって、ここで理由として考えなきゃいけないのは、オンライン化をしないということを決定するだけの根拠があるのかということ、そういうことではないのですか。優先的に取り組むように求められていて、なおかつその適否を事前に検討するよう定められている。

○白波瀬部会長 やらないということはここでは何も議論していなくて、それはそういうあれではないと思うのですよね。やらないという議論は全然なかったと思うのですよ。それよりも、もちろんやるのだけれども、それぞれの調査の特質とか問題点があって、横並び的にやれと言われても、それぞれの調査のこれまでの経緯等を勘案した慎重な導入というのは本当にきちんと検証を重ねて進めていかないといけないということで、それは特定の家計調査の審議であるから言えることだと思うのです。

ですから、その点は個人的には強調したい。つまり、1回やって、それでもう終わるといような調査ではございませんからね。そういう意味で、オンライン導入と言ったときに、やはり過渡期の問題のある程度の時間的な経緯の中で見ていかなきゃいけない調査と、一時点だけのケースはどう考えても違うから、そこは丁寧にすべきというのはここでは言っておいてもいいというか、多分、議論の中で私の解釈ではやはりあったように思うのですね。その点については、調査実施者が結構何の議論もなく分かりましたとおっしゃってくださったので、もう少し突っ込んだ議論があっても良かったかもしれないけれども、でも、それは多分足元のところは、問題意識としてはきっと強調されているから、オンラインへの推進については、もうそれはみんな合意されている。けれども、オンラインを推進するというのも合意だし、それについては進めていると。家計調査も例外ではない。

ただ、家計調査の導入に当たって、やはり一番私はオンラインですごく気になっているのは、現場の負担度の大きさの温度差というか、もちろんやらなきゃいけないという方向性は分かるのですが、私はそこはやはりすごく不条理さを感じているので、特に家計調査については、その辺りのところは積極的に課題としては書き込みたいという感じはしているのですけどね。

○神林専門委員 けれど、その課題は、現時点で考えて家計調査をオンライン化しないというふうに判断するぐらい大きいわけではないということですよ。

○白波瀬部会長 そうです。どうぞ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 部会長と事前に御相談させていただいてこのペーパーを作ったときに、まずは専門委員がおっしゃるように、なお書きの

すぐ上のところですが、こういう理由から見て、これを否定するだけのものではない、逆に言えば適当だということになります。それで、ここで「なお」にするのか「ただし」にするのかという議論はあると思うのですが、それと今もいろいろ御発言が出ているように、かなりこの部分、推進という側面は2つ目の「また」のところに入っているかと思うのですが、その一方で、部会長もおっしゃったようなノウハウの継承だとか調査員の負担の増加、それから検証という様々な要素、いろいろ言いたいことがいっぱいあってという御議論もかなりあった部分ですので、少し整理が付かないまま今後の課題とすることも含めて、今のところ列挙させていただいているというようなところかと思えます。先ほど部会長おっしゃったように、ここでは、ただしこんなことに注意してくださいというような感じで簡略化して、課題の方で詳細にというような整理の仕方もあるかと思えます。

○白波瀬部会長 多分バランス的にはそういう形で、ここでは少しポイントを絞らせていただき、最後にもう少しというところだと思います。少なくとも今、神林専門委員のような誤解を与えないような文章にはします。ありがとうございます。

では、オの二人以上の世帯の抽出区分の変更についてに移りたいと思います。文章構成としては、第1段落において、今回計画されている抽出区分の変更内容を図で示しております。次の段落で、部会審議を踏まえまして、変更内容の適否の判断を記載し、適当としております。第3段落目で、部会審議において、調査対象世帯のバイアス等について意見がありましたので、その点についてコメントしているという形になっています。

以上の文案についてはいかがでしょうか。よろしく御意見お願いいたします。

よろしいですか。これにつきましては、議論のところでもそれほど御異論はなかったように思いますので、この形で引き続き、細かい文言等は再度検討させていただき、皆様からの御意見もあれば随時拝見したいというふうに思います。

では、ここについてはこの形で進めます。

次に集計事項でございます。今日これは本日議論させていただきましたので、まだ本当に案という段階ではございますけれども、特にこの段階で、案の5ページ目の提案について申し上げていきたいという御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。基本的に今日の審議でもありましたように、適当という形では進めさせていただきたいと思っております。ただ、結果精度というのは良くないですね、議論でもありましたけど。表3のところの⑥の個人営業世帯のところとか、少し言葉を変更しましょう。

○神林専門委員 単純にサンプルサイズ、標本数が少ないから、該当が少ないからというふうに言うのがいいのではないかと思いますけど。

あとは、「利用者ニーズが低下したため」、「利用者のニーズに対応するため」という言葉なのですが、これって何か具体的な根拠はあるのですか。

○白波瀬部会長 何かありますか、調査実施者の方からどうぞ。

○佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課調査官 ⑤のところ、現金実収入階級を見ますと、e-Statの検索件数は他の統計表に比べると格段に低くて、毎月の結果は1桁ぐらいしかございません。あともう一つ、人口5万以上の市につきましては、昭和38年に標本対象を拡大しましたときに、継続する対象との関係で設けた区分でございます。その後、人口

5万以上の市の結果は、当時の経済企画庁で、QEの推計等で使われていましたけども、今現在はそういう使い方はしていない。ということで、大きな表を人口5万以上の市の区分だけでずっと作ってきているのですけども、かなり負担が大きいということで、それらについても使われていないということがございます。あと、大都市圏につきましては、これは、以前国土庁があったときに大都市圏整備関係で幾つか利用がございましたけども、これらについても今現在は利用がほとんどないということで、今回の見直しのところで削除というふうにさせていただくことにしております。

○**神林専門委員** ⑦の方はいかがでしょう。これは何かそういう意見があったのでしょうか。

○**佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課調査官** これは、毎月の結果になるのだろうと思うのですけども、現在は毎月の品目別の結果というのは都道府県庁所在地別など地域別結果しかありません。以前はあったのですけども途中でなくなったということがございます。正確に申し上げられなくて申し訳ないのですけども、そういったことで、やはり年齢階級別に毎月の結果を見ることは大変重要だという指摘等がございました。例えば、年齢階級別ですと、消費税率の引き上げの前後のときにどういう世帯が反応を示したのかというのは、毎月の品目結果について、結構要請があるのですけど、実はなかったのですね。ですから、別途、特別集計をしなきゃいけなかったということがございました。そこで、これを復活させるということが⑦にございます。

○**神林専門委員** それは別の官庁から要請されてということですか。

○**佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課調査官** これは自らの分析でも必要だというふうに認識をしております。

○**白波瀬部会長** 変更理由としてはやはり利用者ニーズではなく、少し違った説明の方が望ましい。つまり利用者ニーズが低いということになると、ヒットの件数を全部見て、低いところだけ全部削るのかという議論にもなりかねないのですね。ですから、どうしてこれをもう廃止にするかどうかというのは、もちろん変数自体の背景的なものでも結構ですので、何か利用者ニーズと言われた瞬間、基準が一律になってしまうので危険を感じますので、少し工夫をさせていただければ。

○**神林専門委員** いや、議事録が残っているので多分大丈夫だとは思うのですけれども、ニュアンスとしては、利用者ニーズが低下してこの結果表を作らないとしても、ほかの結果表でカバーできるようになっているわけですよ。復元することはできるので、代替可能なためとかというふうにしておいてはいかがでしょうか。

○**白波瀬部会長** それでもいいし、例えば⑦とかだったら、もう正直にやはり政策的なニーズから表章が求められるということでいいのですよ。それを利用者ニーズと言ってしまふので疑義がでるわけで、少し違った形での説明というか、文言の方がいいような気がします。

○**神林専門委員** アンケート調査か何かをして、やはり月別のものが必要だというような意見が上がってきているというのがるのであれば良いと思いますけれど。

○**佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課調査官** 毎月の発表の際に、これを出さない

発表の際の分析ができないということが分かりました。例えば消費税率の引き上げとか、その後の1年後の状況なんかを見たときに、単純に品目別の動きだけを出すのではなくて、「どういうところで消費が落ちているのですか？」というような質疑が出てまいりますので、そういうところで必要性があります。今、部会長がお話になりましたように、政策ニーズとか私どもの分析ニーズの結果、必要性があるというのが、一番クリアだと思います。

○白波瀬部会長 そのほうが説得的だと思います。

重川専門委員、どうぞ。

○重川専門委員 集計事項で先ほど議論した話なのですが、⑥のところの個人営業世帯に関しては、都市階級別とか、欄外でしたっけ、それをやめるだけであって、職業分類のところでは残るということでよろしいのでしょうか。

○佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課調査官 おっしゃるとおりです。

○重川専門委員 そうしますと、例えば②のところの現物収支に係る集計はなくなります。同じように書かれていると、同じような感じで個人営業の集計が全部なくなるかのような。これだけを見るわけではないのかもしれないのですが、何かしら違いが分かるような書き方をした方がいいのではないかという気がします。

○白波瀬部会長 ですから、どういう場面での表章を削除するかという追加の修飾語を付けてもらうという方が明確ですね。では、そういうことでやりたいと思います。

よろしいでしょうか。

ではまた追って何かございましたらよろしくお願ひいたします。方向としては、繰り返しですけれども、適当という形でまとめさせていただきたいのですけれども、文言等については事務局と整理をさせていただいて提案させていただきます。

次に2、前回答申における「今後の課題」への対応です。こちらにつきましては、先ほど改めて確認しましたとおり、今回計画されている変更点の審議、又は第2回部会の統計法施行状況審議において示されている方向性への対応状況の審議において、事実上全ての事項が適当である旨、又は統計委員会の方向性に沿った対応がされていることが確認されましたので、一応適当であるというふうに考えたいと思います。

では、次に今後の課題でございます。今のところは、答申（案）では、特に文章を記載しておりませんが、部会での審議の内容を踏まえまして、「今後の課題」として記載すべき事項がありましたらよろしくお願ひいたします。何か特に御発言ありますか。

○河井委員 先ほど議論になったことは是非記載いただければなと思っています。例えば調査方法が変更されたということに対する影響の検証についてとか、あと、ポイント等の議論ですね。社会制度の変更に対してどういう調査方法がいいのかというような議論がありましたね。電子マネー等の議論も明記していただきたいですし、あとは、オンライン調査も。横断的な理由ということもありますけれども、是非。

○白波瀬部会長 一応課題としては、もう河井委員におっしゃっていただいたところを今考えているところで、電子マネーとか各種ポイントの支払方法についての議論が出ましたし、それについての明確な説明を対象者に提示するとか、オンライン調査の導入に伴う検証、あるいは、将来的に機能充実が必要であったら、どういうことが必要なのかというこ

とを検証を通じて情報提供してもらおうというか、情報も共有しながらやっていくと。あと、新旧家計簿の並行利用に伴う新旧利用をしたことの検証というか、ということもやっていただくことを具体的な課題としては入れたいというふうに思っています。3点から4点の辺りで。

永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 あとは、共働き世帯に対して若干回収が低めであるかもしれないということと、それから、この間あったような収入の把握も若干世帯主よりやや低めであったことや、共働き世帯の動きをどういうふうに捉えるかということについて、もう少し検討をしていくということかなというふうに思いますけど。

○白波瀬部会長 それは既に答申（案）の本文の中で追加させていただくということになっています。課題について、そこは少しピンポイントになり過ぎるので、共働き世帯のことですので、課題のところではそれについては改めてということはないかもしれません。

神林専門委員、どうぞ。

○神林専門委員 今後の課題ということで、個人営業世帯のところ、表章等々なんですけれども、確かに数が少なくなっているというのは理解できるのですが、大体OECD平均が今、自営業世帯といいますか、自営業就業率が10%強ぐらいで、日本がちょうどそれぐらいにどんどん収束しつつあります。なので、これぐらいの状況が長く続く可能性というのはあるのではないかなと思います。そう考えると、表章数が少ないので個人営業世帯については特出しをするのを極力控えますというような、今回の表3の個人営業世帯に関する集計を出さなくなるということに関しては、多少将来的に何とかして個人営業世帯についてだけの集計を復活するような方策を考えるというようなことが必要かなというふうに思っております。これ以上、個人営業世帯が増えるということは余り考えにくいとは思いますが、定常といいますか、こういう状況が長く続くということは考えられますので、少ないから今の状況を所与にして、少ないのでそういうところは見ませんというのは、今後一切見ないということにつながりかねないので、何か方策を考えていただけたらと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ、個人営業については、全体でなくなるという話ではありません。

○佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課調査官 個人営業世帯のところについてももう少し詳しく説明しますと、例えば個人営業世帯だけに特化したデータセットを作って、その中で年間収入階級別結果を見ますとか、年齢階級別結果を見ますとか、このような表がなくなるというふうに御理解ください。ですから、個人営業世帯全体の結果というのは、例えば職業別の中には残ってまいります。そういう意味で、その中を細かくしていくと、現在の標本規模では精度の問題、サンプル数が少なくて誤差が大きくなってしまうので、ここについては今回削除させていただくということをお話ししているところでございます。

○白波瀬部会長 ただ、今の神林専門委員は、幾ら少なくなっても、やはり確かに長期的に1割をずっと漂っているという時系列的にもあったようにも思うのですけれども、それ

をなくすことの弊害ももしかしたらあるかもしれないというような御意見ではあったと思うのですが、ただ、今回ここでとらない、要するに別表としてとらないということになると、それを復活できるような何かを入れておいてほしいということかなと。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 すみません。今話題にしていない事項も含めていろいろ恐らくあるとは思われます。先ほどのとおり、個人営業世帯のところを表章しないということではなくて、個人営業世帯に特化した表というのがかなり細かい数字を出してございまして、現状のサンプル規模からしますと、表章するのは、場合によっては本当に世間に誤解も与えかねない、基幹統計としていかがかというような状況にもなっております。他方で、政策ニーズに合わせて私どもも特別集計を行ったり、また、最近の行政機関のリソース提言というの踏まえつつ、研究者の方々の利用範囲の拡充ということで、統計法では二次利用制度が新しく入っております。そういったところも活用いただきながら対応いただくということではないかなと思いますので、余り復活前提の記述がされるというのは、私どもももう書かれるのだったらそれしかないと思うのですが、御考慮いただければというふうに思います。

○白波瀬部会長 基本的に私は、課題がないことが一番いいと個人的には思っているのですね。それは、議論を十分尽くして、それでもなお課題を次の方に引き渡すということは基本的に本意ではないので。ただ、今神林専門委員がおっしゃったように、将来的にこれでここがなくなったからだめと言っても、お上から何か鶴の一声でやれと言われたら、多分復活するのですよね、今までの経験的なこととして。それで、そういう意味で、かなり後ろ向きなことはしたくないけれど、ただやはり共働き世帯の御意見もあったとおり、本文の中に、この時点では該当数が少ないということで削除に至ったカテゴリーについても検討を継続していくということぐらいの文言を1つ入れさせていただくことで対応させていただきたいと思います。そういう意味では、本当に該当数が少ないからというのは、もちろん調査実施者の方からするとかなり危険もありまして、リテラシーがある方ばかりではないので、それで大きな迷惑を被るという現実的な問題がありますので、そのお気持ちは分かるのですけれども、ただ、今後の家計ということでの問題になって、起業家を養成するという話も政府としては出ていますので、そこで、さあデータが欲しいといったときの流れもございまして、本文の中で少し一言書かせていただいて検討していただくというやり方をしたいと思います。よろしいでしょうか。

永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 先ほどの共働きのところなのですが、現在ですと、妻の勤め先収入が8万円以上と8万円未満に分かれて系列がずっと出ているのですけれども、今度新しく、妻が正社員か非正社員かということが分かるようになりましたので、今まではそれが分からなかったので便宜的にここで分けていたのだと思います。その8万未満というのは、ひとつ、課税も社会保険料も掛からないというので非常に重要なところだとは思いますが、同時に、8万円以上という一括りというよりは、正社員の夫婦の場合と、8万円は超えているけれども非正社員の夫婦の系列、それから8万円未満という家計補助というような系列、今までと連続性のある系列、そういうことも考えていけるのではないかなという

ふうに思います。

○**白波瀬部会長** ありがとうございます。少し表章のところで工夫をさせていただくということで検討させてください。ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。

○**河井委員** すみません、追加で1つ。先ほど永瀬委員とか神林専門委員がおっしゃられたことと少し関連するのですが、5ページにある調査世帯のバイアスの問題、なかなか家計調査の御協力がいただけないというような、あるいは協力いただけないところにバイアスがあるというので、共働き世帯とか、以前示していただいた中では無職世帯がお答えいただけないのが多いというのが出ていたのですが、やはりバイアスに対する調整とか、その検証についても少し明記していただければなというふうに思います。

○**白波瀬部会長** ありがとうございます。

河井委員がおっしゃったことについては、かなり横断的なところで無回答票というか、要するに回収データの話が少し出ているので、個人的には横断的な意味も含めて、少し部会長メモで統計委員会の委員長の御意見を受ける形で一つは入れさせていただきたいと思うのです。ただ、これを家計調査の中で課題として入れるかというのは、かなり重くなるかなという気は個人的にはして、横断的でももちろん関わるのですが、ここでの課題として、無回答バイアスというのをここから発信するのは少しフェアではないかなという気もしているので、少し本文の中には入れ込みます。無回答というか、誰が落ちているかということは、5ページの上の辺りですね。このところには入れさせていただいて、課題という形ではどうですか。

○**神林専門委員** 部会長の御意見も分かるのですが、全体として政府統計にバイアスがあるのではないかという議論が出たときに、まず最初にスケープゴートにされているのが家計調査だと思うのです。そういう役割というのもありますので、家計調査であるがゆえにこの点についてはきちんとやるべきだという意見を前面に押し出すというのも一つの選択肢かなと思います。

○**白波瀬部会長** おっしゃるとおり。神林専門委員、ありがとうございます。ですから、本当に標準化世帯、実際には情報が上がっているという現場の方からの御意見もありまして、多分熟練度が高い調査員も含めて、かなり情報はあのではないかと思うのですが、それが標準化されていないというのが一番なので、まず、何らかの形ですごく簡単なものでいいので、標準化した形で回答してもらおうと。何回行ったのですかというそれだけでもいいので。そうしたら家計調査が最初にやっていますというのは、今後すごく強くなるというふうには私も思います。それで、力強い御意見をいただいたので、できるだけ課題の中にも入れさせていただく方向で検討させてください。

○**阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長** すみません、今回、委員の方には調査世帯の方々の負担にも御配慮をいただきまして、本当にありがたい次第でございます。ただ、私どもとしても予算もあり、その部分というのは、調査員にとりましてやはり負担にもなってまいりますので、やる場合には、調査員の報酬も含めて、いろいろなことを考えないといけないというふうに思います。ですので、本当にそれをやってバイアス補正をやると

というような標準的な方法論が確立して、それでやれということであれば、本当にそこに走れるのですけれども、例えば財政当局に対して説明するとき、仮に訪問回数をとってきても、それでどう補正するかはまだ確立できていませんというか、分からないというようではやはりなかなか難しいところでもございます。横断的な課題として整理をいただいた中で、いの一番で家計調査がやりなさいということであれば、私どももそういう対応をさせていただきたいというふうに思いますけれども、それが無い中で、とにかくお前やってみろと言われるのは、厳しいところでもございまして、御配慮を頂戴できればありがたいところでございます。

○白波瀬部会長　すごく難しいとは思っているのですけれども、ただ、やはりそもそも論が家計調査自体の、簡単に言えばバイアスですし、そこに伴う維持可能性というのは水面下ですごく言われていたことなのですから、でもなお非常に意義がある問題である、ただその一方でこの部会では、今までどおりに使えないこともありますよという限界も確認したという形になっているかと思えます。そのときに、回数を把握するなど、特定のことでの文言で課題を残すつもりはありません。もしやるとしても、もう少しオブラートに包んだ形での文言で課題として言及をするか、でも、本格的には部会長メモで横断的なところでやりたいし、もっと言うと、調査実施者もおっしゃっているように、何の予算措置もなく、何の人数の追加もなく、やれやれやれと言うのは余りにひどいでしょうというのはもういろいろところで言うべきだし、だから、この機会を利用して財務省に少し予算を付けてもらおうという感じはすごくあるのですね。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官　調査員の報酬という話になると、これは家計調査にとどまらず、調査全般に与える影響がすごく大きい話なので、まずは、政府横断的に検討の場を設けて検討した上で、どういうふうな対応策ができるかという検討を行うのが適当ではないかなと考えています。

ちなみに部会長メモという扱いですが、先ほどからお話に出ている部会長メモにつきましても、次回以降の基本計画を見直す際の材料になりますので、それが個別の指摘であれば個別の調査の課題になるし、横断的なものであれば政府内として何らかの検討をなさいたいという形に御審議の結果結び付くというようなものですので、部会長メモにあるから、答申(案)にあるからというのは、一概にそう線引きできないというような状況にもございます。

○白波瀬部会長　ありがとうございます。

ただ一つやはり気になっているというか、調査実施者の大変なことは分かっておりまして、現場についても今回いろいろ御発言いただいたところでもあります。ただ、現時点で皆様に信頼が置けるので、私としてはここで話したのでやっていただけると確信できるのですが、担当者も替わりますし、それほど楽観視はできない。それとともに、前回の統計委員会の方で、委員長自らこの点について御言及があったということになりますので、それを今、澤村統計審査官からも御発言あったように、部会長メモは答申と別々のものとして、独り言としてのみ位置付けるというものでもないのです、この度の統計委員会については、特に府省横断的な調査、横断的な部会も出ておりますので、今までよりは少しメモ書き程

度が、少し位が上がったかなという気はしています。ただ、答申で全く言及しないというのは恐らく難しいだろうというふうに思いますので、そういう意味で、オブラートに包んだということで引き取らせていただきまして、結論としては、何らかの形で言及させていただくと。努力義務というところまでは行かなくて、ただそれは、いずれにしてもやはりいろいろな方法を入れましたので、オンライン調査で、タブレットで、スマホでというところとも絡みつつ、少し言及する形での落としどころを見付けることができたらというふうに思います。それで、部会長メモでは、より予算請求も含めた積極的なところでの強い要望として、今回部会においてはその議論がかなり出ましたので、そういう形でまとめさせていただくということによろしいでしょうか。すみません、よろしくお願いいたします。

ということで、何度か部会長メモという言葉が出ておりますけれども、今回良い意味でも悪い意味でも、非常に課題が多い中、更にとということもあるのですけれども、でも、それだけ関心も高く注目もされており、最初に申し上げたように、こういう形で一定期間家計簿をつけていただくということのリッチなデータについては、本当に世界的に見てもアピールすべきものだというふうに感じます。その積極的な意味合いも含めまして、府省横断的な内容について部会長メモを残すこととしたいと思います。

まず1点につきましては、調査員が、今少し話もありましたけれども、無回答状況について、調査現場での情報の蓄積を何らか起こすべき、あと調査員の熟練度の大切さと次世代継承、それに伴う予算の確保、教育システムの構築といったようなことを積極的に出したい。

そして、もう一つの問題点としては、この調査だけに限らないのですけれども、たまたまそのとき委員になった方の専門分野によって議論が偏るということは好ましいことではありませんので、関連する調査研究については、調査実施者も含めて積極的に御検討いただきながら、表章、集計についても今までどおりのものを作ってということではなくて、そこはもう本当に作業としては最小限になってもよろしいかという部分もあるようにも思いますので、そのボリューム感も含めて積極的に専門家との連携をし、その中での人材育成も進めていけるようにという提案をさせていただきたいと思います。

そして、昨年度の統計法施行状況審議において示されました方向性の一つとして、景気指標として要求される精度を達成するには、標本調査としての限界もあるというような認識が、家計消費に関する新たな指標開発に向けて研究していくことが必要であるという事項があります。これにつきましては、今回の部会においても、家計調査そのものの景気指標として活用することの限界については確認をされたことでありますし、それについては、否定的な意味ではなく、積極的な形の再確認も行われたというふうに理解しております。単身モニター調査の実施等についても対応が述べられたところで、それについても部会の中で確認いたしました。そして、また現在進行形で、総務大臣主宰の研究会につきましては、今年度末に向けて方向性を取りまとめるということですが、そこではビッグデータの活用と今後の各種調査の精度向上にもつながる事項も多く、統計委員会、あるいは担当するこの本部会につきましても引き続き注視し、周辺的な研究会の動向を積極的に、か

つ速やかに配慮できるような体制も作っていきたいというふうに思いますので、それについても部会長メモの中で、積極的に検討は行っていくという形の文言を入れさせていただきたいと思います。そういう意味で、家計調査自体の景気指標としての限界性を不当に強調することなく、ただ、その結果はあくまでも本部会で本調査をいかに充実し、向上させ、家計調査の本来としての調査をより強くするための検討を行ったわけであります。ただ、その検討をするに当たって、同時進行的に限界も見えてきたということについては、部会長メモの中でも記すという方向で進めさせていただきたいというふうに考えます。

少し十分に文章化しなくて、口頭で申し上げたに過ぎないので、これから頑張ってお書きを書いて、皆様にきたんのない御意見をいただきたい。事務局も助けてくださいますので、皆様と最終的に良いものを作っていきたいと思います。

何か御意見等ありますでしょうか。よろしいですか。

現場の御意見ということで、東京都、何度か神奈川県の方からも御意見を頂戴いたしました。特に何か、これで無事最後になりそうなので、一言御意見等いただければ大変幸いです。

○松尾東京都総務局統計部社会統計課長 この間、やはり適正な調査ということで、調査員のこともいろいろ御意見をいただいたことについては本当に感謝しております。調査員を抱える都道府県としては本当にありがたかったなと思います。

やはりオンラインとか、いろいろ調査方法が変わることによって、調査員にとってもいいことがあれば悪いこともある。例えば今後どんどんオンラインになれば、調査票をとってくる数が減るわけですので、報酬額の影響も出てきます。特にこういう家計調査とか労働力調査とかいうのは毎月調査ですので、比較的調査員にとっては生活の糧になりやすい調査でございます、周期調査と違って。ですから、そういった調査員の雇用という面も我々は抱えているものですから、バランスよく考えていただけるとありがたいなというところがございます。

今後、共稼ぎが増える、単身者も増える傾向があり、またプライバシーの意識が過剰となっていて、調査拒否がどんどん見込まれる中で、やはり調査員だけではなくて、報告者側の責任感とか意識改革というのも何とかなるような制度にならないのかなというところもございます。

あと一方で、これは経済産業省の今年の調査だったのですが、やはり調査員についての記述の中で、5年以上調査員調査を維持できると回答したのが、自治体としては半数以下という結果になっていますので、近い将来は、調査員というのも厳しい状況にあるのかなと。高齢化しているというのも御存じのとおりなのですが、そういう回答が出ているというところがございます。ですので、私の私案ですけど、このまま統計調査員というのを維持していくということであれば、統計調査員という資格制度みたいなものを設けてスキルを上げて、世の中に対する調査員の存在意義というのを知らしめていただく、それで地位向上を図って、民間の調査員との違いを明確にしてあげることも有益なのではないかなと、部会を通じて思ったところがございます。

以上でございます。いろいろありがとうございました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、神奈川県、お願いします。

○片岡神奈川県統計センター消費・商業統計課長 神奈川県です。現場の状況をいろいろ酌み取っていただき、本当にありがとうございました。今後、新しいやり方、新しい手法が出てくると思っていますので、調査員にしっかり理解していただいて、遺漏のないような調査をやっていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○白波瀬部会長 大変ありがとうございました。貴重な御意見いただきました。

では、よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして家計調査の変更について、実際に皆様に集まっていた上での部会審議については、今回で最後とさせていただきたいと思っております。

最後に事務局から連絡をお願いいたします。

○加藤総務省政策統括官（統計基準担当）付企業統計体系整備専門職 今ほど部会長から御説明がありましたとおり、実際にお集まりいただく部会審議としましては本日で終了、あとは書面審議となります。答申（案）の修正案につきましては、部会長と相談の上、早急にお示ししたいと思っておりますので、御確認のほどよろしくをお願いいたします。また、その確認が終わり次第、今度は統計委員会担当室の方から、最終的に書面決議という形で確認をさせていただきます。それをもって、正式な部会了承ということになりますので、お含みいただければと思います。あと、本日の部会の議事概要ですけれども、こちら事務局で作成次第、メールにて御照会いたしますので、こちらの確認の方もよろしくをお願いいたします。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは答申（案）の文案と確認に今しばらくお手数をかけますが、よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして本日の部会を終了いたします。10月の諮問以来、長期間にわたりまして積極的に御審議に御参加いただきまして大変ありがとうございました。今回の審議を経た計画が実行され、家計消費の状況について、よりの確に把握され、家計統計の重要性が今後も認識され続けますことを期待しております。本当にこれまで御協力いただきまして大変ありがとうございました。

以上です。